

下水道は海や川をきれいにします

あなたは海や川を汚していませんか？
 あなたのご家庭でくあたりま
 えのように捨てられている汚水は
 公共下水道に接続されておりま
 すか？

あの臭くて汚い留萌の副港も、
 下水道の普及で大腸菌群数などが
 大幅に減少されてきておりますが、
 あれほど汚れ魚が住めなくなつた
 原因は家庭から流れ込む生活雑排
 水が主なものです。

明日の留萌を担う子供たちの大
 きな宝として海や川をきれいに残
 していくのは私たちに与えられた
 使命です。

一人ひとりがこの実態を認識さ
 れ汚さないようにするには、下水
 道への接続が不可欠となります。

下水道が完成しても、皆さんが
 利用しなければ、環境は良くなり
 ません。水洗化のできる地域の方
 は一日も早く下水道に接続し、住
 み良い留萌をつくりましょう。

今年度新たに下水道に接続でき
 る区域は、次のとおりです。
 ● 港町2丁目の一部
 ● 沖見町2丁目の一部

● 寿町2丁目の一部
 ● 見晴町6丁目の一部
 ● 船場町2丁目の一部
 ● 東雲町1丁目・2丁目の一部
 ● 緑ヶ丘町2丁目の一部
 ● 南町2丁目の一部
 ● 南町4丁目ひまわり台

土地所有者は受益者負担金か？

下水道の受益者負担金は、公
 共下水道を計画的かつ早期に完成
 していくために、受益者に建設費
 の一部を負担していただく制度で
 す。受益者とは、下水道整備され
 たことにより、土地利用の有利
 性・利便性が増し、財産価値が上
 昇する利益を受ける土地の所有者
 のことです。所有している土地が
 下水道処理区域になると、下水道
 に接続する、しないにかかわらず、
 受益者負担金がかかります。

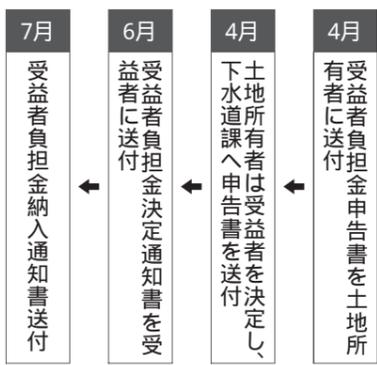
◆ 受益者負担金は1㎡あたり510円
 となっておりますので、土地所有面
 積(㎡)×510円が受益者負担金とな
 ります。

とつてもお得な前納報奨金
 受益者負担金は、受益者の負担

を軽減するために、5
 年間(年4回の5年納
 入=20回分割)で支払
 っていただきます。
 これを一括納入する
 と前納報奨金が最高約
 12%払い戻しされます。
 例えば、300㎡
 (約91坪)の場合十五万
 三千円がかかります。
 この負担金額を一括

(納期限7月31日まで)納入します
 と、最高で約12%、約一万八千六
 百円が払い戻しされます。(但し、
 個人名義の所有地に限り)

■ 受益者負担金決定までの流れ



下水道に接続する費用は？

自分の宅地内の排水設備及び水
 洗化工事は、財産となるため、自
 己負担となります。
 留萌市では、一日も早く工事を

していただくた
 めに、無利子の
 工事資金の貸付
 けや補助金制度
 を設けて、皆さ
 んの経済的負担を軽減していま
 す。市役所下水道課又は指定工
 事店に
 ご相談ください。

下水道使用料ってなに？

下水道を使用すると、水道料金
 と同じように毎月下水道使用料が
 がかかります。下水道使用料は下
 水道管の清掃や浄化センターの維持
 管理に使われます。

ご安心ください！

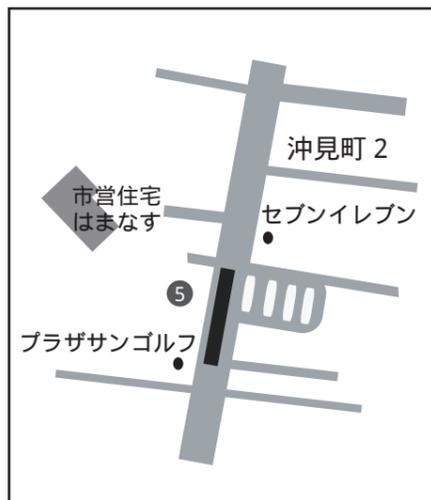
留萌浄化センターから発生する
 臭気について、昨年10月から12月
 にかけて調査をしました。結果
 は、共に法律で決められた基準値
 内でした。

今年の工事箇所はここです

平成17年度の下水道工事予定箇所は、下の地図に表示した場所となっています。工事期間中は、歩行者や車両の通行、騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



- 1 北海道エア・ウォーター地先～南町郵便局地先
- 2 南町郵便局地先～もみじ公園地先
- 3 市道南九条通り～市道西五号通り第一南町バス停地先
- 4 元町二丁目旧沖崎商店地先～元町四丁目留萌橋地先
- 5 沖見町二丁目市営住宅はまなす地先～プラザサンゴルフ地先



悪質な訪問販売などにご注意を！

最近、全道的に下水道課職員を装うなどして、下水道管の点検、清掃、修繕などを行う業者が営業活動をしています。

- 下水道課では、宅地内の排水管の清掃等を業者に依頼や斡旋はしておりません。
- 流れが悪いと感じる場合は、まずは工事を施行した指定店にご相談して下さい。

排水設備の管理責任は個人です

台所のごみや廃油を流さない



薬品やガソリンを流さない



オムツや水に溶けないティッシュペーパーを流さない



下水道に関するお問い合わせは、
 市役所下水道課まで
 ☎42・2049

ディスポーザ(生ゴミ粉碎機)について

簡単に流し台に取付けし、生ゴミを細かく砕いて水と一緒に下水道管に流せま
 すと販売されている「直接投入型(単体)ディスポーザ」は留萌市では使用で
 きません。これを使用すると下水道管が詰まったり、硫化水素等(有毒ガス)
 の発生、浄化センターの汚泥量の増加等公共下水道の機能を阻害します。た
 だし、国が認定し、専用の排水処理設備付き「ディスポーザ排水処理システム」
 に限り専門の維持管理事業者と委託契約の締結を条件として留萌市でも認めて
 おります。排水設備設置申請の手続きが必要となりますのでご相談して下さい。

■ 指定工事店		
㈱伊藤燃料機器	☎42-0933	
㈱小林設備工業	☎42-1890	
指川電設工業㈱	☎42-1835	
新日興建設㈱	☎42-1601	
㈱祐川設備工業	☎42-4568	
㈱熱源	☎42-3081	
㈱橋本水道工業	☎42-7019	
㈱八子口	☎42-3311	
㈱不二水道	☎42-1955	
㈱保坂組	☎42-0911	
北興機械㈱	☎42-3615	
㈱シバタ建設	☎49-5001	
ハシノ産商設備	☎43-7892	
㈱道央ハウジング	☎0125-24-0357	
北川設備工業所	☎43-6234	
㈱原田設備工業所	☎0166-33-8392	
㈱伊藤設備	☎0125-24-2733	
大建工業㈱	☎0166-31-1957	